

**住宅セーフティネット制度の普及促進事業
を実施する者の公募について**

令和 7 年 3 月 11 日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、住宅セーフティネット制度の普及促進事業を実施する者の募集について公示します。

※ 本業務は、令和 7 年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに業務を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅セーフティネット制度の普及促進事業

(2) 事業目的

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録などが行われているところである。セーフティネット住宅の登録等と制度活用を推進するため、賃貸人や入居希望者等が物件情報の申請や検索、閲覧等を円滑に行えるよう環境整備を行うとともに、地方公共団体や事業者の判断に資するようセーフティネット住宅の情報等を用いた供給動向等を調査・分析し、セーフティネット住宅に係る情報提供を適切に行うことが重要である。

本事業は、セーフティネット住宅について、賃貸人等が物件情報の申請及び更新等を円滑に行える環境を整備するとともに、地方公共団体や事業者の判断に資するセーフティネット住宅の情報等を用いた供給動向等を調査・分析し、セーフティネット住宅に係る情報の効果的な提供を行うものである。

(3) 事業内容

- ① 賃貸人や入居希望者等が物件情報を容易に申請・検索・閲覧等を行うことができる環境整備
- ② セーフティネット住宅の情報等を用いた供給動向等の調査・分析ならびに情報提供

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和 7 年 4 月上旬 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- 1) 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 企画計画係
- 2) 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- 3) 電 話 03-5253-8111 (内線 39-334、39-335)
- 4) 電子メール hqt-jubi.kikaku@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 令和7年3月11日(火)から令和7年3月25日(火)まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。なお、セーフティネット住宅に係る情報については、希望があれば説明書とあわせて交付する。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- 1) 期限 令和7年3月25日(火) 18時00分まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。
 - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe PDF」の形式に限る。
 - ・ ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標

準時及び計量法に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。